

●香川県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年9月30日から同年10月20日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

香川県知事 池田豊人

1 道路の種類 国道（一般）

2 路線名 438号

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市飯山町下法軍寺字島田 784番2地先から 丸亀市飯山町川原字北岸190 番1地先まで	26.6～37.6	927	平成20年11月28日付け香川県告示第513号で変更した区域の一部

4 供用開始の期日 令和7年9月30日